報道資料

くらしの中に 総務省

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和8年6月 26 日

「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する基本的な方針」の一部改正案に関する意見募集の結果及び当該告示の一部改正

総務省は、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第 53 号）第７条第１項の規定に基づき定めた聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する基本的な方針の一部を改正する告示案について、令和８年４月９日（水）から同年５月 13 日（水）までの間、意見募集を行いましたので、その結果を公表します。

意見募集の結果も踏まえて、当該告示を本日公布及び施行しましたので併せてお知らせします。

１ 経緯

「電話リレーサービスの在り方に関する検討会」における議論を踏まえて取りまとめられた「電話リレーサービスの在り方に関する検討会報告書」（令和8年3月 30 日公表）を踏まえ、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律第7条第1項の規定に基づき定めた聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する基本的な方針（総務省令第 370 号）を改正することから、変更案について、令和8年4月9日（水）から同年5月 13 日（水）までの間、意見募集を行った結果、2件の意見の提出がありました。

２ 意見募集の結果

提出された意見及びそれに対する総務省の考え方は別紙のとおりです。総務省情報流通行政局情報流通振興課情報活用支援室（中央合同庁舎2号館 11 階）において閲覧に供するとともに配布することとします。

また、e-Gov（https://www.e-gov.go.jp）の「パブリック・コメント」欄に掲載します。

３ 告示の公布及び施行

本意見募集の結果を踏まえて、本日、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する基本的な方針の一部を変更する告示を公布・施行しました。

【関係報道資料】

「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する基本的な方針」の一部改正案に関する意見募集（令和８年４月８日報道発表）

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu05_02000188.html

【連絡先】
総務省情報流通行政局情報流通振興課
情報活用支援室
電　話：03-5253-5685